

平成 30 年度第 3 回広島市社会福祉審議会全体会議資料に係る文書提出意見

1 正原委員

- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく市の計画について、第 2 回社会福祉審議会では具体的に検討できていないということでしたが、今回の地域福祉計画の改訂では、この計画を盛り込んで改訂されますか。
- 取組の体系は社会福祉法 107 条 1 項各号の順序と異なる順（2 号、4 号、5 号、3 号、1 号の順）で定める予定のようですが、これはなぜでしょうか。

2 堀田委員

- 計画策定の方向性、目標は良いと思います。どうしても現状との比較で考えるので、現実と遊離した印象があることはやむを得ないと思います。これは、これから年次計画を示していくことで理解を求めていく必要があると思います。
- やむを得ないことですが、福祉領域が高齢者に偏っており、とりわけ児童分野の記述が少ないのが気にかかります。「全世代型」、「地域共生」を謳うのであれば、若い世代が抱えている問題、子どもや障害者について、もう少し加筆する必要がありますように思います。
- 文中の用語のことですが、「課題」という言葉がしばしば出てきますが、福祉領域で一番問題なのは、住民が「課題」として理解・認識できていないことです。私は、地域にまず「問題」があり、それを「問題化」させる作業（広報や情報共有）があつて、それを住民が認識して初めて「地域課題」となると考えています。「課題」と「問題」の使い分け、峻別が必要と思います。
- 住民自治組織の加入率低下や地域共同体意識の希薄化などにより、地域の支える力は弱くなってきています。地域の支える力の「支え直し」が必要です。
このため、「計画改訂に当たって新たに生じている課題」に「地域支援体制の問題」を加える必要があります。
- 課題への対応の方向性の中で、気軽に話せるたまり場の設置の「たまり場」を「居場所」に修正する必要があります。

- 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の中核を担うのは、地区社協がふさわしいとの記述ですが、これを機能させるためには地区社協の調整機能（調整会議の企画運営）と情報整理を行う事務局機能の整備強化が不可欠です。
- また、上記のことを含め、地区担当保健師の役割の記載部分で、区社協の役割を明記する必要があります。区厚生部が区社協を通さず、直接、地区社協に関わることは社協の組織運営上、問題が生じると考えられます。
- 多機関の協働による包括的な相談支援体制の中核的な機関は、現状では「地域包括支援センター」だと思いますが、今計画期間中には、相談支援対象を高齢者から障害者、児童へと全世代型に拡大していく必要があります、その道筋を検討する必要があります。
- 多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備に向けた取組の記述内容は良いと思いますが、現状の地域での専門ネットワークである、「障害者相談支援事業所」、「自立支援協議会」、「子育て相談」、「要保護児童対策地域協議会」の活性化と、これら既存の専門ネットワークとの有機的な関連付けを整理する必要があります。